

諸外国における在住外国人に対する言語学習制度の状況調査

調査国名	大韓民国
事務所名	クレアソウル事務所
記入者名	福間 亮公
メールアドレス	fukuma@clair.or.kr

【基本的な情報について】

設問1 貴国内の人口数等について記載してください。

- ・国内の総人口数 51,834,302 人 (2020年11月時点)
- ・国内の在住外国人数 2,146,748 人 (2020年11月時点)

総人口に占める在住外国人数 4.14%

【在住外国人に対する公的な言語学習制度について】

設問2 在住外国人に対する自国語（移住先の言語）の公的な言語学習制度（以下「言語学習制度」という）はありますか。

- ある → 設問3にお進みください
- ない → 設問13にお進みください

設問3 在住外国人に対して、言語学習制度を受けることを義務化していますか。
例えば、永住許可の条件としている場合など、一定の条件を化している場合は「3 その他」にその内容をご記入ください。

- 義務
- 任意
- その他（以下に御記入ください）

韓国語能力を含む社会統合プログラムの履修等

設問4 言語学習制度の実施主体についてお答えください。（複数選択可）

- 国
- 州
- 地方自治体
- その他（以下に御記入ください）

設問5 言語学習制度の運営主体についてお答えください。（複数選択可）

- 公立の語学学校
- 民間の語学学校（国等から委託等）
- その他（以下に御記入ください）

設問6 言語学習制度の財政負担者についてお答えください。(複数選択可)

- 国
- 州
- 地方自治体
- その他(以下に御記入ください)

設問7 言語学習制度の受講対象者についてお答えください。(複数選択可)

- 就学後の成人
 - 就学後の未成年
 - 就学中の学生
 - 就学前の子ども
 - その他(以下に御記入ください)
- } 設問9にお進みください
- 設問8にお進みください
- 設問9にお進みください

設問8 設問7で「就学前の子ども」を選択した方にお聞きします。就学前の子どもに対する具体的な取組内容を以下に御記入ください。

設問9 言語学習制度の総学習時間(又は上限時間)についてお答えください。

- ・ソウル特別市の場合、ソウルグローバルセンター等でレベル別の韓国語教育を提供(12週間で平日コースは週2回、週末コースは週1回、年2学期、1回当たり90分)
 - ・ソウル特別市の場合、ソウルグローバルセンター等で韓国語能力試験(TOPIK)対応授業の提供(8週間、週2回、年2学期)
 - ・ソウル特別市の場合、ソウル特別市グローバル青少年教育センターで9~24歳を対象に無料(教材費別途)で1回1時間又は2時間の韓国語教室を年間3期(1期15週)開催
- <https://global.seoul.go.kr/web/educ/edos/educListPage.do>

設問10 言語学習制度の中で、学習レベルの目標設定や求める水準はありますか。

- ある(具体的な内容を以下に御記入ください)

設問9の通り

- ない

設問11 言語学習制度の受講者の受講料負担はありますか。

- ある(具体的な内容を以下に御記入ください)

設問9の通り

- ない

設問12 言語学習制度の授業形態についてお答えください。（複数選択可）

- 対面授業
- オンライン授業
- その他（以下に御記入ください）

設問13 言語学習制度の講師になるための資格（又は要件）はありますか。

- ある（具体的な資格名（又は要件）を以下に御記入ください）

- ない（主にどのような方が講師を担っているか以下に御記入ください）

実施機関の職員等

設問14 言語学習制度にボランティアが関わることはありますか。

- ある（ボランティアが担っている主な役割を以下に御記入ください）

- ない

設問15 言語学習制度、又はそれ以外の制度の中で、在住外国人に対して市民教育オリエンテーション（国の概要、社会慣習等）を実施していますか。

- 言語学習制度の中で実施している（主な内容、学習期間（時間）を以下に御記入ください）

・外国人就職教育プログラム

- 言語学習制度以外の制度で実施している（実施主体、主な内容、学習期間（時間）を以下に御記入ください）

・法務部が、外国人が韓国社会に早く適応するために必要な生活情報等を提供するため、「早期適応プログラム」を実施している。学習内容は、基礎法・秩序、韓国社会適応情報等、学習時間は2又は3時間

・法務部が、国際結婚し、外国人配偶者を招聘しようとする者が国際結婚に対する正しい認識を持って健全な結婚生活を送るために「国際結婚ガイドプログラム」を実施する。

- ない

【在住外国人に対する公的以外の言語学習制度について】

設問16 在住外国人に対する公的ではない自国語（移住先の言語）の言語学習は主にどこで行われていますか。（複数選択可）

- 大学
- 民間の語学学校（専門学校等）
- 企業

地域の語学教室（主な運営主体を以下に御記入ください）

--

その他（以下に御記入ください）

--

設問17 公的ではない言語学習に対して、国や州等から補助金等の財政支援は行われていますか。

- 財政支援がある（具体的な支援の内容を以下に御記入ください）

- 財政支援がない

設問18 公的ではない言語学習に対して、国や州等が財政支援以外の支援は行われていますか。

- ある（具体的な支援の内容を以下に御記入ください）

- ない

【就学中の在住外国人の学生に対する取組について】

設問19 就学中の学生に対して、学校内で特別な言語教育の支援を行っていますか。

- 子どもの学校編入準備コースがある（具体的な内容、対象となる年齢（又は学年）等を以下に御記入ください）

- 子どもの補習校（母語での補修クラス）がある（具体的な内容、対象となる年齢（又は学年）等を以下に御記入ください）

- 実施していない

- その他（以下に御記入ください）

自治体によって自宅に訪問する等して教育の機会を学校とは別に提供

【在住外国人に対する企業での取組について】

設問20 在住外国人を雇用する企業に対して、雇用する外国人に対する言語学習の義務はありますか。

- ある

- ない

- 義務ではないが、実施する場合支援を行っている。（支援内容を以下に御記入ください）

- その他（以下に御記入ください）

設問は以上です。お忙しいところ御協力ありがとうございました。